

平成 21 年度「著作権法の一部を改正する法律」について **改訂版**

平成 28 年 5 月 12 日改訂

平成 21 年 6 月に改正され、平成 22 年 1 月から施行されている「著作権法の一部を改正する法律」では、障害者のための著作物利用について権利制限の範囲が大幅に拡大されました。詳細については文化庁のサイト等に記載されているとおりでありますが、ここでは聴覚障害学生支援で重要な字幕入りビデオ教材の作成に関わる部分についてかいつまんで説明します。

【参考】「平成 21 年通常国会 著作権法改正等について」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21_hokaisei/

1. 改正の概要

上記サイトによると、平成 21 年度改正のポイントとして以下の 3 点が挙げられています。

- (1) インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置
- (2) 違法な著作物の流通抑止のための措置
- (3) 障害者の情報利用の機会の確保のための措置

(文化庁サイトより「平成 21 年通常国会 著作権法改正等について」)

このうち (3) については、「障害者のために、権利者に無許諾で行える範囲を拡大すること」を目的に、以下の 3 点の改正がなされました。

- 視覚障害者向け録音図書作成が可能な施設を公共図書館等にも拡大。
- 聴覚障害者のための映画や放送番組への字幕や手話の付与を可能に。
- 発達障害等で利用困難な者に応じた方式での複製も可能に。

(文化庁サイトより「平成 21 年通常国会 著作権法改正等について」波線追記)

この結果、これまで一つ一つ著作権者の承諾を取らなければいけなかったビデオ字幕の挿入について、著作権者の承諾なしに行える範囲が拡大しました。

この中には、(1) テレビやラジオだけでなく、映画字幕の作成も認められるようになったこと、(2) 聴覚障害の範囲が広く“聴覚による表現の認識に障害のある者”とされ、難聴者や学習障害者もこの範囲に含まれるようになったこと、(3) 聴覚障害者のための複製を行える者の範囲が大幅に広がったこと、さらに (4) 字幕だけでなく手話による翻訳も可能になったことなどが含まれています。

このうち聴覚障害学生支援を進める大学にとって最も注目すべき改正点は、(3) の聴覚障害者のための複製を行える者の中に、大学等の図書館及びこれに類する施設が含まれることになった点だと思われます。これにより、全国どこの大学であっても大学図書館お

びこれに類する施設を持っており、そこで聴覚障害者等のための情報提供事業を行って
れば、著作権者の承諾なしに字幕入りビデオ教材の作成が可能になったわけです。

一方、障害学生支援室については、当初、大学図書館との連携があれば字幕入りビデオ教材の作成が可能という見方が示されていました。しかし、平成27年度8月に開催された内閣府の障害者政策委員会において、文化庁担当者から、「これに類する施設」とは、大学図書館のように図書等の資料を備え置いて、学生に資料の貸し出し等の情報提供を行う機能を担う施設が想定されているものと解され、必ずしも名称が大学図書館となっていなくても、当然その他のものが含まれるということが念頭に置かれているものであり、このような趣旨に合致する障害学生支援室については基本的に「これに類する施設」に該当すると解釈することもできるのではないかとの見解が示されました。これにより、各大学の障害学生支援室は、本改正を根拠に単独で字幕入りビデオ教材の作成が可能であることが明らかになりました。法律の解釈については、最終的には司法の判断を待たなければなりません。このような形で公的な判断が示されたということは、我々にとっても非常にこころ強いことかと思われます。この会議の議事録は、以下に公開されていますので、必要に応じて参照いただければ幸いです。

障害者政策委員会(第25回、平成27年8月31日開催)議事録

<議事録>http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_25/gijiroku.html

<資料等>http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_25/index.html

2. 本改正に関わる注意点

障害学生支援室が単独で字幕入りビデオ教材を作成可能になったといっても、これらの教材は著作権法上「複製物」という扱いになるため、管理については細心の注意を払う必要があります。字幕入りビデオ教材は、聴覚障害者の学習にとって必要不可欠なものとはいえ、著作権者にとっては、著作物のコピーに他なりません。したがって、このようなコピーがあちこちに氾濫し、本来著作権者が持つ権利が侵害されてしまうことはあってはなりませんし、このような事態が起これると制度の後退にもつながりかねません。このため、作成した字幕入りビデオ教材の貸し出しにあたっては、本来の目的から逸れないよう学内的にも一定のルールの作成が必要でしょう。

この際、具体的にとるべき措置については、著作権法施行規則の中に詳しく定められています。このうち特に重要な点は、貸し出しの対象である聴覚障害者等を登録する制度を整備することを求めている点だと思われます。大学において字幕入りビデオ教材を作成する場合、その主な利用目的は授業での使用でしょう。この場合、例えば以下のような措置が考えられますが、具体的にどのようなルールを定めるかは学内的にも十分吟味するとともに、教材の作成会社など権利者団体等と調整をおこなっていく必要があるでしょう。

＜具体的な措置案＞

※いずれも試案であり、実施にあたっては権利者団体等との調整が必要

- ・作成した複製物は障害学生支援室で管理し、授業において使用する場合には「聴覚障害学生本人の代理」で教員が借り受けを行うこととする。
- ・授業において複製物を使用する場合は、大学の所有物を学内にて利用しているとみなす。
- ・複製物を作成する際には、大学側で必ずオリジナルのビデオ教材を購入し、複製物と合わせて所有する形とする。
- ・一般学生にはオリジナルのビデオ教材を上映し、聴覚障害学生のみ別モニターで字幕入りビデオを見る形を取る。

なお、本改正では複製した字幕入りビデオ教材に対して、コピーガードをかけることは必須とされていません。著作権者としてはできる限りコピーができない措置をとってほしいところだと思うのですが、複製物の作成者の状況を配慮してこのような形になったようです。ただし、前述のように複製物のコピーが出回ってしまうと社会的にも大きな問題となるため、著作権法施行規則の中で、コピーガードをかけていない複製物の貸し出しを行う場合には、貸し出しを行った者が複製物のコピーをしないことを確保するための規則を定めることが求められています。

また、元々コピーガードがかかっているビデオ教材から著作権法第37条の2に定められる目的で字幕入りビデオ教材を作成する場合、コピーガードを外す行為自体は違法ではありません。また、平成24年の著作権法改正により、私的使用のための複製であっても、コピーガードを外してDVD等のメディアから映像データを取り出すリッピング行為が禁止となりましたが、著作権法第37条の2に定められる目的で字幕入りビデオ教材を作成する場合について、禁止されていません。ただし、制作会社としては、複製物の作成者が独自にコピーガードをはずしたり、リッピングを行ったりするのではなく、できるかぎりオリジナルのマスターテープや動画データを取り寄せてほしいと望んでいるとのこと。このため、大学としては一度事前に制作会社に問い合わせ、字幕入りビデオ教材の作成意志を伝えるとともに、制作元から正式にソースの提供を受けて、教材作成を行った方が望ましいものと考えられます。

さらに著作権法では、元々ビデオ教材等の制作会社が字幕入りビデオ教材を作成している場合には、大学等が独自に字幕入りビデオ教材を作成してはいけないことが明記されています。これは、字幕入りビデオ教材の普及を鑑みても非常に重要な措置であり、大学としても尊重していくべき項目といえるでしょう。

以下、文化庁のサイトより、聴覚障害学生支援に関連する情報を抜き出し転載しました。条文への注釈は聴覚障害学生支援を行う上での解釈をこちらで追記したものであり、文化庁の公式見解ではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【参考①】改正法 Q&A

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html

問 12 障害者のための著作物利用に係る権利制限の範囲を拡大することとする趣旨及び内容を教えてください。(法第 37 条第 3 項, 法第 37 条の 2, 令第 2 条, 令第 2 条の 2, 規則第 2 条の 2)

答 技術の進展に伴う障害者による著作物等の利用方法の多様化や障害者の権利に関する条約を巡る状況を踏まえ、障害者の情報格差を解消していくことが求められています。

このため、今回の改正では、障害者のために権利者の許諾を得ずに著作物等を利用できる範囲を抜本的に見直すこととしました。改正内容は次のとおりです。

◆視覚障害者関係 (第 37 条第 3 項)

改正前		改正後	
障害の種類	視覚障害者	障害の種類	視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者 ⇒ 発達障害, 色覚障害等も対象に
複製等が認められる主体	点字図書館等の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設 (政令指定)	複製等が認められる主体	視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者 (政令指定) ⇒ 公共図書館等も指定可能に
認められる行為	録音図書の作成, 録音物の貸出, 自動公衆送信	認められる行為	視覚障害者等が必要な方式での複製, その複製物の貸出, 譲渡, 自動公衆送信 ⇒ 拡大図書, デジタル図書等の障害者が必要とする方式で作成が可能に

◆聴覚障害者関係（第 37 条の 2）

	改正前		改正後
著作物の範囲	放送，有線放送される著作物	著作物の範囲	聴覚で表現が認識される公表著作物 ⇒ 映画も対象に
障害の種類	聴覚障害者	障害の種類	聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者 ⇒ 発達障害，難聴等も対象に
複製等が認められる主体	聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者（政令指定）	複製等が認められる主体	聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（政令指定） ⇒ 公共図書館等も指定可能に
認められる行為	字幕のリアルタイムでの自動公衆送信	認められる行為	・ 聴覚障害者等が必要な方式での複製，自動公衆送信（第 1 号） ・ 字幕等を映像に付加して複製・貸出（第 2 号） ⇒ (1) 異時の字幕等の送信が可能に (2) 手話等の作成も可能に (3) 字幕入映画の貸出が可能に

なお，著作権者又はその許諾を受けた者等が自ら，障害者にとって必要な方式での著作物を提供している場合には，この権利制限の適用をしないこととしています。これは，障害者の方への著作物の提供に当たっては，本来，権利者自らが障害者に対応した方式で著作物を提供するということが望ましいという考え方から，そうしたインセンティブを損なわないようにするためです。

【参考②】

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を改正する法律

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/21_houkaisei_horitsu_jouhun.pdf

第三十七条の二

聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているもの

難聴者や学習障害者等も対象に含まれる。

以前は「福祉増進を目的とする事業を行う者」と記載されており、対象がかなり限定されていた。今回の改正で対象を幅広く定義する形になった。

市販のビデオ教材の他、テレビ・ラジオ放送、映画等を含む。

を含む。以下この条において「聴覚著作物」という。)について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

もともと著作権者によって、字幕入りビデオ等が作成されている場合には、そちらを利用しなければいけないという意味。字幕入りビデオの普及を広く進めていくためにも、この規定は非常に重要。

一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。

聴覚障害者のために字幕入りビデオ教材を作成し、貸し出すことができるという意味。

二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）

文字だけでなく、手話による翻訳も可能。

【参考③】

○著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を改正する政令
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/21_houkaisei_seirei_joubun.pdf

(聴覚障害者等のための複製等が認められる者)

第二条の二 法第三十七条の二(法第八十六条第一項及び第一百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じて当該各号に定める者とする。

一 法第三十七条の二第一号(法第八十六条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる利用 次に掲げる者

字幕の自動公衆送信(緊急時にインターネット等を通じて独自に作成したテレビ字幕等を配信する行為)等が認められる者。(映像など音声以外の部分の自動公衆送信等は認められていないことに留意が必要。)

イ 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者(国、地方公共団体又は一般社団法人等に限る。)

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

二 法第三十七条の二第二号(法第八十六条第一項及び第一百二条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる利用 次に掲げる者(同号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従つ

字幕入りビデオ教材の作成が認められる者

て行う者に限る。)

イ 次に掲げる施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（(2) に掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、(3) に掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。）

- (1) 大学等の図書館及びこれに類する施設
- (2) 身体障害者福祉法第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設
- (3) 図書館法第二条第一項の図書館（司書等が置かれているものに限る。）
- (4) 学校図書館法第二条の学校図書館

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業者を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第一号ロ又は第二号ロの指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

全国の大学図書館が新たに対象に含まれた。また、平成 27 年度文化庁は障害学生支援室も「これに類する施設」に含まれると解釈することができるのではないかとの見解を示した。このほか、平成 21 年度改定では、小中高校の図書館や、市立図書館等も新たに対象に含まれている。

【参考④】

○著作権法施行規則(昭和四十五年文部省令第二十六号)の一部を改正する省令
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/21_houkaisei_syorei_joubun.pdf

第三章 聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準

第二条の二 令第二条の二第一項第二号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 専ら法第三十七条の二第二号の規定の適用を受けて作成された複の製物（以下この条において「聴覚障害者等用複製物」という。）の貸出しを受けようとする聴覚障害者等を登録する制度を整備すること。

二 聴覚障害者等用複製物の貸出しに関し、次に掲げる事項を含む規則を定めること。

イ 聴覚障害者等用複製物の貸出しを受ける者が当該聴覚障害者等用複製物を法第三十七条の二第二号に定める目的以外の目的のために、頒布せず、かつ、当該聴覚障害者等用複製物によつて当該聴覚障害者等用複製物に係る著作物を公衆に提示しないこと。

ロ 複製防止手段（電磁的方法（法第二条第一項第二十号に規定する電磁的方法をいう。）により著作物のデジタル方式の複製を防止する手段であつて、著作物の複製に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作

登録の際には、障害者手帳の提示を求めるなどして障害の状況を確認し、本人への貸し出しを基本としてほしいとのこと。

学内的なルールの作成。

①本来の目的(聴覚障害者本人への貸し出し)から逸れるような使用をしてはいけないこと。

物とともに記録媒体に記録する方式によるものをいう。次号において同じ。)が用いられていない聴覚障害者等用複製物の貸出しを受ける場合に、当該貸出しを受ける者が当該聴覚障害者等用複製物を用いて当該聴覚障害者等用複製物に係る著作物を複製しないこと。

三 複製防止手段を用いていない聴覚障害者等用複製物の貸出しをする場合は、当該聴覚障害者等用複製物に係る著作物とともに、法第三十七条の二第二号の規定により複製を行つた者の名称及び当該聴覚障害者等用複製物を識別するための文字、番号、記号その他の符号の記録（当該聴覚障害者等用複製物に係る著作物が映画の著作物である場合にあっては、当該著作物に係る映像の再生の際に併せて常に表示されるようにする記録に限る。）又は記載をして、当該貸出しを行うこと。

四 聴覚障害者等用複製物の貸出しに係る業務を適正に行うための管理者を置くこと。

2 前項の規定は、法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する法第三十七条の二の政令で定める者に係る令第二条の二第一項第二号の文部科学省令で定める基準について準用する。

②特にコピーガードがかけられない場合は、貸し出しを受けた者が当該教材をコピーすることがないように厳重に管理すること。

③コピーガードがかけられない場合は、字幕入りビデオ教材の作成者の名称や識別番号を明示すること。

④字幕入りビデオ教材の貸し出しに関わる責任者を明確にすること。

【参考⑤】

○第 25 回障害者政策委員会におけるやり取り（平成 27 年 8 月 31 日開催）

◆石川委員長 承りたいと思います。

では、私のほうからも 1 点、情報アクセシビリティに関しまして、あるいは教育ともかかわってくる話ですけれども、著作権法の 37 条に関する点につきまして、文化庁の著作権課のほうにお聞きしたいのですけれども、政令で指定された機関が、視覚による読書に困難のある人々を対象にして、著作物を複製することは著作権者の許諾なしに認められるというのが 37 条の規定でありますけれども、その政令の中で、大学の場合は大学図書館がそのような機関として指定されております。

ただし、現状の各大学における障害学生支援というのは、障害学生支援室といったようなところを中心に行っておりまして、そこが例えば視覚障害等、あるいはディスレクシアの学生に対して著作物を電子データ化するという作業をしておりますけれども、これがそもそも著作権法の 37 条に基づく複製に当たるかどうかについて、各大学とも半信半疑というところがございます。したがって共同利用、相互貸借みたいなこともできずにいるという状況がございます。

それにつきまして、文化庁著作権課としての御見解、つまり大学図書館と

書いてあって、障害学生支援室とは書いてないけれども、それも含むのか、あるいは列挙型の規定になっているので、書いていないものは含んでいない
ということなのかについて、この場で御見解をいただけるとありがたいと思
いまして、お願いしたいと思います。

◆文化庁 文化庁著作権課、課長補佐の秋山でございます。御質問ありがとうございます。

お問い合わせのありました著作権法 37 条 3 項の適用に関する部分ですが、同項の権利制限規定の適用のある主体に関しては政令で定めるということになってございます。先ほど御説明があったとおりでございます。

この政令でございますけれども、著作権法施行例第 2 条第 1 項第 1 号口におきまして、37 条 3 項の規定の適用が受けられる主体として、大学等の図書館及びこれに類する施設と定められてございます。ここに言う「これに類する施設」といいますのは、大学図書館のように図書等の資料を備え置いて、学生に資料の貸し出し等の情報提供を行う機能を担う施設が想定されているものと解されるところでございまして、必ずしも名称が大学図書館となっていなくても、当然その他のものが含まれるということが念頭に置かれているものと理解してございます。

したがって、私どもとしましては、個々の事例への法令の適用関係について、個別に判断を申し上げる立場ではございませんけれども、御質問のありましたような、障害学生支援室といった名称を冠する組織につきましても、通常、上記の大学図書館のような趣旨に合致するものも多いと考えられますので、そうしたものにつきましては、基本的に「これに類する施設」に該当すると解釈することもできるのではないかと考えてございます。

以上です。

※上記のやり取りは、著作権法第 37 条（視覚障害者等のための複製等）に関するものであるが、「大学等の図書館及びこれに類する施設」の解釈については、法第 37 条の 2 についても同様と考えられる。

【参考⑥】

著作権法全般に関する問い合わせ先:

文化庁長官官房著作権課 (TEL: 03-5253-4111 (代表))